

「地方自治法の一部を改正する法律案」について慎重審議を求める意見書

今国会に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」（以下、改定案）は、地方自治体に対する国の指示権の拡大を内容とし、地方自治の本旨が侵害されるのではないかと懸念が指摘されてきた。しかしながら、こうした懸念について十分な審議が尽くされないまま、先月末に衆議院を通過し、現在参議院で審議が進められている。

憲法で保障された地方自治は、自治体が自らの裁量と責任で運営し、国が自治体の自主性及び自立性に配慮することを求めている。また、2000年施行の地方分権推進法では、国と地方自治体は「対等・協力」の関係にあることを前提とし、従来の機関委任事務制度を廃止し、国の地方自治体への指示権は個別法に規定された法定受託事務に限られた。しかし、今回の改定案では自治事務にも国の指示権行使を可能とするもので、地方分権推進に反することが懸念される。

また、改定案に示された「安全に重大な影響を及ぼす事態」における特例関与により、国からの指示の範囲が際限なく広がりかねないとの懸念が指摘されている。

上述のように、本改定案は国と地方自治体の本来の関係に重要な変化をもたらす懸念があり、参議院においては結論を急がず慎重審議されることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月18日

参議院議長 あて
内閣総理大臣
総務大臣

飯山市議会議員 渋川 芳三